『事例2』

類型:発明の同一性の判断

審判番号:平成5年審判第23960号

特許番号:特許第 1347636 号(特願昭 53-79435 号、特開昭 55-7231 号)

訂正前の明細書

(特許請求の範囲)

1 - (2 - テトラヒドロフリル) - 5 - フルオロウラシル及び該1 - (2 - テトラヒドロフリル) - 5 - フルオロウラシル1モルに対して2.5モル以上10モル以下のウラシルを含有することを特徴とする抗腫瘍剤

訂正後の明細書

(特許請求の範囲)

ウラシルを有効成分として含有し、1 - (2 - テトラヒドロフリル) - 5 - フルオロウラシルの有する抗腫瘍効果を増強させることを特徴とする抗腫瘍効果増強剤

[結論]

先願特許の内容と同一と認められるので独立特許要件を満たさない。

[理由]

2 つの発明の異同を判断するにあたっては、まず第一義的には両発明の技術思想の同一性について判断すべきであり、発明の同一性と保護の態様の同一性が一致していなくとも良い。

ウラシル自体には抗腫瘍効果は認められないが、これと1 - (2 - テトラヒドロフリル) - 5 - フルオロウラシルと併用することによって抗腫瘍効果を増大し得る。本件発明ではウラシルの1 - (2 - テトラヒドロフリル) - 5 - フルオロウラシル抗腫瘍効果増強剤とし、他方先願発明では、ウラシルとの併用により増強された抗腫瘍効果を有する1 - (2 - テトラヒドロフリル) - 5 - フルオロウラシルの抗腫瘍剤としたことの単なる表現上の差異が存するのみで、実質的には同一と認めざるを得ない。